

## 「安田町ふるさと応援隊」募集要項

安田町は、高知県の東部に位置し、高知市から東へ車で約1時間20分、50kmの距離にあります。まちの南側は、黒潮洗う太平洋に面し、まちの中心部を流れる安田川流域に広がる清流の町です。

安田川下流の平野部では、温暖な気候と自然環境に恵まれ、施設園芸発祥の地として、古くから施設野菜を中心に農業が発展し、現在では、ナスやトマト、路地でのオクラ栽培等が行われています。

また、まちの上流の中山間部では、高温多湿な気象条件を生かした、柚子や露地野菜、自然薯（じねんじょ／やまいも）の栽培が行われています。

しかし、多くの全国の市町村と同様に、少子高齢・過疎化や産業の衰退等の問題を抱えています。こうしたことから、本町の地域づくり・地域おこしなどに取り組むため、地域外からの人材を受け入れ、以下の活動を行う意欲あるふるさと応援隊を募集します。

### 1. 募集人員

ふるさと応援隊 若干名

### 2. 活動内容

安田町全域で、恵まれた地域資源活用による魅力ある観光づくり及び、ふるさと納税制度の記念品作成を主活動として行い、集落活動センターの運営を通じて、地域住民と協力しながら、集落機能の維持、活性化を行う。

- (1) 観光全般に関する業務
- (2) ふるさと納税制度で寄付者に対する記念品作成に関する業務
- (3) 集落活動センター運営に関する業務

### 3. 募集対象

- (1) 平成28年4月1日現在で年齢満20歳以上の者
- (2) 地域づくりに向けての柔軟な発想と、実行する意欲があり、3大都市圏内の都市地域若しくは、一部条件不利地域又は、政令指定都市に居住し、安田町に住民票を異動する者
- (3) 普通自動車運転免許を取得している者
- (4) 地域住民と協力しながら、集落を元気にするために精力的に行動できる者
- (5) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる者
- (6) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと

### 4. 勤務地

安田町全域

### 5. 勤務日数及び勤務時間

勤務日数は週5日間（月20日）、勤務時間は8時30分から17時15分までを原則

とします。

※1 夜間、土日等の勤務は、勤務時間内で振替対応となります。

※2 所定の月の労働日数及び労働時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。

## 6. 雇用形態・期間

(1) 安田町特別職の非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第3号）として、安田町長が委嘱します。

(2) 初年度の委嘱期間は委嘱日から平成29年3月31日までです。次年度からも年度毎に委嘱することができるものとし、最長3年間とします。

(3) 委嘱日について相談応じます。

(4) 応援隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7. 報酬

月額 166,000 円（予定）

※ その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

## 8. 待遇及び福利厚生

(1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めます（届出が必要）。

(2) 活動期間中の住居は町が用意します（家賃補助）。水道光熱費等は個人負担です。

(3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。

(4) 勤務時間中はパソコンと公用車を貸与します。

## 9. 応募手続

(1) 応募受付期間平成28年8月1日（月）～平成28年8月19日（金）まで。

・上記期間中に応募のない場合は、随時募集とし、採用予定人数に達し次第、受付を終了します。

(2) 提出書類（提出された書類は返却しません）

・応募用紙（HPよりダウンロード）

・履歴書（市販のもので可。写真添付）

・レポート（A4用紙1～3枚程度で書式自由、パソコン可）

※課題「私が考える観光による地域おこしと私の能力」について

※レポートにも最初に住所と氏名を記入してください。

(3) 申込み・お問合せ先

〒781-6430 高知県安芸郡安田町大字正弘 716-2

安田町役場中山支所

電話 0887-39-2008 F A X 0887-32-4008

E-MAIL : ysd-sisyo@town.yasuda.kochi.jp

(4) 応募者への資料の送付

本町地域起こし協力隊への応募を希望される方に、事前に本町のまちづくり方針や施策等の資料やパンフをお送りし、認識を深めていただくとともに協力隊としての活動目標の資料等にしていただきたいと思ひます。

送付を希望される方は安田町中山支所までご連絡ください。

## 10. 選考

### (1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。

日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

### (3) 最終選考結果の報告

最終選考結果の報告は文書で第2次選考参加者全員に通知します。

※ 住民票の異動は必ず内定日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

### (4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。